

造 林 事 業 請 負
入 札 説 明 資 料
(入札番号第4号)

総合評価落札方式

令和7年3月11日

宮城北部森林管理署

造林事業請負契約書（案）

- 1 事業名 造林事業請負（南三陸・登米地区、下刈・シカ食害対策剤散布）
- 2 事業場所 宮城県登米市東和町字鮎川山国有林 621 林班と小班外
- 3 事業量 下刈 61.76ha、シカ食害対策剤散布 39.39ha
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から
令和 7 年 12 月 12 日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙 1 事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
金 円也)
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第 4 条第 1 項第 1 号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第 4 条第 1 項第 2 号
×	銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証		第 4 条第 1 項第 3 号
×	公共工事履行保証証券による保証		第 4 条第 1 項第 4 号
×	履行保証保険契約の締結		第 4 条第 1 項第 5 号
	支給材料及び貸与品		第 15 条
	部分払	回以内	第 38 条
	前金払	分の 以内	第 35 条第 1 項
×	中間前金払		第 35 条第 3 項
	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第 40 条

7 支給材料及び貸与物件

品 名	品 質 規 格	数 量	引 渡 予 定 場 所	引 渡 予 定 月 日
な し				

8 特約事項

別紙2のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年3月11日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 宮城県大崎市古川東町5-32
分任支出負担行為担当官
宮城北部森林管理署長 泉 光 博 印

請負者 住所
氏名 印

別紙1

事業内訳書

入札番号第4号 造林事業請負（南三陸・登米地区、下刈・シ力食害対策剤散布）

[illegible]

事業内訳書

入札番号第 4 号 造林事業請負（南三陸・登米地区、下刈・シカ食害対策剤散布）

記入 番号	作業種及び 作業手段	林小班	面 積 (数量)	単位	林令	事業期間	担当区	備 考
36	シカ食害対策剤散布 人力	363 い	3.45 (6.90)	ha 千本	3	令和 7 年11月 1 日から 令和 7 年12月12日まで	戸倉	カラマツ
37	シカ食害対策剤散布 人力	369 へ1	2.26 (3.40)	ha 千本	3	令和 7 年11月 1 日から 令和 7 年12月12日まで	戸倉	カラマツ
38	シカ食害対策剤散布 人力	369 り	6.11 (12.30)	ha 千本	2	令和 7 年11月 1 日から 令和 7 年12月12日まで	戸倉	カラマツ
39	シカ食害対策剤散布 人力	373 ろ1	0.77 (1.35)	ha 千本	4	令和 7 年11月 1 日から 令和 7 年12月12日まで	戸倉	カラマツ
40	シカ食害対策剤散布 人力	621 と	3.08 (6.20)	ha 千本	2	令和 7 年11月 1 日から 令和 7 年12月12日まで	米川	スギ
41	シカ食害対策剤散布 人力	643 に2	0.78 (1.65)	ha 千本	7	令和 7 年11月 1 日から 令和 7 年12月12日まで	米川	スギ
42	シカ食害対策剤散布 人力	647 よ 1	4.32 (8.65)	ha 千本	3	令和 7 年11月 1 日から 令和 7 年12月12日まで	米川	カラマツ
43	シカ食害対策剤散布 人力	647 れ 1	18.62 (37.25)	ha 千本	3	令和 7 年11月 1 日から 令和 7 年12月12日まで	米川	カラマツ
	計		39.39 (77.70)	ha 千本				使用薬剤量 全卵粉末水和剤128kg以上

特約事項（造林事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約に係る作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第 20 条により対応する。

◎ 下列条件因子表

[illegible]

造林事業特記仕様書

(南三陸・登米地区、下刈・シカ食害対策剤散布)

造林事業記録写真仕様書

(写真の提出)

- 1 作業記録写真は、地拵、植付、仮植、各保育作業の管理に役立たせるために撮影するものであり、作業の過程・経過を記録し、整理編集の上、監督員に提出しなければならない。
なお、提出部数については、造林事業については2部、治山事業については3部、提出するものとする。

(準備器材)

- 2 写真撮影にあたり準備する器材は、次のとおり。
ア 写真機（予備を用意しておく）
イ 作業種、林小班、面積、撮影日時、その他記事欄を表示した黒板。
ウ 植付苗木の規格を測定する際には、スケール等を使用する。

(写真撮影)

- 3 写真撮影に当たっては、次の各号に留意しなければならない。
ア 被写体には、必ず2.イの所要事項を記入した黒板を添えなければならない。
イ 撮影後はできるだけ速やかに現像焼付けを行い、目的どおり撮影されているかを確認しなければならない。
ウ 提出する写真のサイズは、原則としてサービスサイズ（7.6cm×11.2cm）以上のカラー写真とし、必要に応じてこれらのつなぎ写真とする。
エ 作業前・作業後は同位置において撮影するものとし、撮影位置に目印を付けておくこと。
オ 作業前、作業中、作業後の状況を、全箇所（小班）を撮影することとする。

(写真整理)

- 4 撮影箇所毎（作業前・作業中・作業後）に順序よく編集し、四ッ切以上のフリーアルバムに貼付、台紙記事欄に作業内容を記述し、黒板の不明瞭なものは、黒板記載事項及び作業内容を記述する。

(デジタル写真)

- 5 デジタルカメラを使用する場合には、次の各号に留意しなければならない。
ア 画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。
イ 記録形式はJ P E Gとし、圧縮率、撮影モードについては監督員と協議の上決定する。
ウ 有効画素数は、黒板の文字及びスケールの数値等が確認できることを指標とする。
エ 印刷物を納品する場合は、フルカラーで、インク、プリント用紙等は通常の使用で3年間程度以内に顕著な劣化が生じないものとする。

(その他)

- 6 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

下刈作業仕様書

(放射線障害防止措置)

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成 23 年厚生労働省令第 152 号)に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

(区域の標示)

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

(刈払い)

- 3 刈払いに際しては、植栽木等を損傷しないよう特段の注意をはらわなければならない。
 - (1) 植栽木等の生育に支障となるササ、雑草木、つる類、その他の植生を除去するため、全刈を行なわなければならない。

ただし、有用天然木については可能な限り保残しなければならない。

また、溪畔周辺については、草類のみを刈払い、灌木類については刈払わないこと。
 - (2) 刈払いの方向は、植栽木の折損を防止するため、植列に沿って行うが具体的には監督職員の指示に従わなければならない。
 - (3) 刈高は周辺植栽木の高さ 1/3 以下とすること。
 - (4) 植栽木等にかままっているつる類は根元から取り除くこと。
 - (5) 二又以上の植栽木等を発見した時は、生育旺盛な、形質のよいものを残して 1 本立てとし、分かれ目をできるだけ短くして切除しなければならない。
 - (6) 検査の支障とならないように(部分)完了届を提出し(月 2 回程度)、部分検査を受けなければならない。また、2 回刈作業の場合は、1 回目刈払い終了後の(部分)完了検査を受けてから着手しなければならない。

(苗木の許容損傷率)

- 4 下刈作業における苗木の許容損傷率は下記のとおりとする。

樹 種	林 令	1 (2)	2 (3)	3 (4)	4 (5)	5 (6)	6 (7)
		8 %	8 %	6 %	6 %	4 %	4 %
ス	ギ	8 %	8 %	6 %	6 %	4 %	4 %
カ	ラ マ ツ	8	8	6	6	4	4
そ の 他	針	8	8	6	6	4	4
広	葉 樹	8	8	6	6	4	4

林令()は秋植の場合

- 5 上記の許容損傷率を超えた場合は、その超えた率に応じて、調査の上当局で定める幼齢補償により算定した額を損害賠償として請求するものとする。

ただし、許容損傷率を確保するに見合う苗木(林齢相当)本数を、請負者が補植出来る場合には、損害賠償を請求しないものとする。(植栽時期を考慮して植付を実行するが具体は署の指示による)

(作業歩道の作設)

- 6 作業歩道は、幅員 0.5m の刈払いを行い、歩行に支障のないように刈払い物を取り片付けしなければならない。

(有用天然木の範囲)

- 7 針葉樹ーヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等
広葉樹ーブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、
オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

(その他)

- 8 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

下刈（筋刈）作業仕様書

（放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（区域の標示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

（刈払い）

- 3 刈払いに際しては、植栽木等を損傷しないよう特段の注意をはらわなければならない。
 - (1) 植栽木等の生育に支障となるササ、雑草木、つる類、その他の植生を除去するため、下記の 4 刈り払い仕様に従い筋刈りを行わなければならない。
ただし、有用天然木については可能な限り保残しなければならない。
また、溪畔周辺については、草類のみを刈払い、灌木類については刈払わないこと。
 - (2) 刈払いの方向は、植栽木の折損を防止するため、植列に沿って行うが具体的には監督職員の指示に従わなければならない。
 - (3) 刈高は周辺植栽木の高さ 1/3 以下とすること。
 - (4) 植栽木等にからまっているつる類は根元から取り除くこと。
 - (5) 二又以上の植栽木等を発見した時は、生育旺盛な、形質のよいものを残して 1 本立てとし、分かれ目をできるだけ短くして切除しなければならない。
 - (6) 検査の支障とならないように（部分）完了届を提出し（月 2 回程度）、部分検査を受けなければならない。また、2 回刈作業の場合は、1 回目刈払い終了後の（部分）完了検査を受けてから着手しなければならない。

（刈払い仕様）

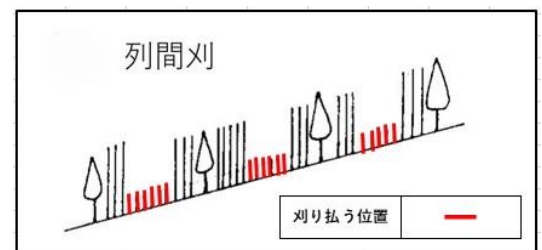
- 4 刈り払いについては、植栽木の列間を刈り払うこととする。
また、傾斜 15° 以上の場合、筋刈は等高線上の列間刈を基本とする。

【刈り払いイメージ】

刈り幅については下記のとおりとする。

刈払方法	刈幅	その他
筋刈	別紙事業内訳書の とおり	

【植栽本数に応じて、刈幅を変更する】



（苗木の許容損傷率）

- 5 下刈作業における苗木の許容損傷率は下記のとおりとする。

樹 種 \ 林 令	1 (2)	2 (3)	3 (4)	4 (5)	5 (6)	6 (7)
スギ	8 %	8 %	6 %	6 %	4 %	4 %
カラマツ	8	8	6	6	4	4
その他針	8	8	6	6	4	4
広葉樹	8	8	6	6	4	4

林令（ ）は秋植の場合

- 6 上記の許容損傷率を超えた場合は、その超えた率に応じて、調査の上当局で定める幼齢補償により算定した額を損害賠償として請求するものとする。
- ただし、許容損傷率を確保するに見合う苗木（林齢相当）本数を、請負者が補植出来る場合には、損害賠償を請求しないものとする。（植栽時期を考慮して植付を実行するが具体は署の指示による）

（作業歩道の作設）

- 7 作業歩道は、幅員 0.5m の刈払いを行い、歩行に支障のないように刈払物を取り片付けしなければならない。

（有用天然木の範囲）

- 8 針葉樹－ヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等
広葉樹－ブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、
オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

（その他）

- 9 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

シカ食害対策剤散布作業仕様書

（区域の標示）

- 1 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

（散布木）

- 2 造林木に散布するものとする。また、造林木であっても、シカ・ニホンカモシカ等の有害鳥獣（以下、「シカ等」）により既に被害を被っており、かつ今後成長の見込みがない造林木については散布の対象外とする。
ただし、監督職員があらかじめ指示したものについては散布しなければならない。

（作業の方法）

- 3 散布方法は噴霧器で樹幹（幹）部全体へ均一に付着するよう散布する。

（実行上の留意事項）

- 4 風力が0から3の時に散布を実施し、それ以上の風力の場合は取りやめとする。（風力4とは、砂ぼこりや立ち紙切れが舞い上がり、木の枝が動く状態である。）
- 5 降雨が予想される時は、散布を中止する。
- 6 強風・降雨時における散布は禁止する。
- 7 崩壊危険箇所・河川等に流入しないよう、現地の実態に即した無散布地帯を設けること。
特に、ジラム水和剤の使用に当たっては、人畜毒性は低いものの、水産動植物（魚類）に強い影響があることから散布液が河川に流入するおそれがあるところでは、流入を防止するために必要な距離を保持するなど配慮する。
- 8 局所的に大量散布はしないこと。
- 9 卵アレルギーのある方は、散布などの作業を避けること。

（その他）

- 9 散布に当たっては、保護具（手袋・マスク等）を確実に着用すること。
- 10 薬剤を素手で握ったり、皮膚に付着したりしないようにすること。特に目に対して強い刺激性があるので、薬剤が目に入らないように十分注意すること。
- 11 作業間隔を十分に保ち、風上から風下に向かって散布する。
- 12 作業後残った薬剤、容器や保護具等は、作業箇所に放置せず所定の方法で適切に処分すること。
- 13 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

薬剤仕様書

- 1 作業名 造林事業請負（南三陸・登米地区、地拵・植付・下刈外）
- 2 指定薬剤
 - ① 農林水産省農薬登録済であること。
 - ② 農薬の種類、有効成分
・全卵粉末水和剤（全卵粉末（80.0%））
 - ③ 人畜毒性：普通物
 - ④ 適用樹種：スギ・ヒノキ・マツ類、広葉樹等の樹木類全般
 - ⑤ 適用獣類：ニホンジカ
 - ⑥ 希釈倍数：10 倍
 - ⑦ 使用液量：造林木 1 本あたり 10ml～50mL
 - ⑧ 使用数量：128kg 以上
- 3 シカ食害対策剤散布箇所
（別添図面参照）
- 4 その他
 - ①特記仕様書のとおり
 - ②使用薬剤容器は責任を持って収去すること。

令和7年度 造林事業請負箇所 位置図(1/5,000)

事業名 造林事業請負（南三陸・登米地区、下刈・シカ食害対策剤散布）
事業箇所 宮城県本吉郡南三陸町入谷字赤柴沢国有林
面積 363い 3.45ha



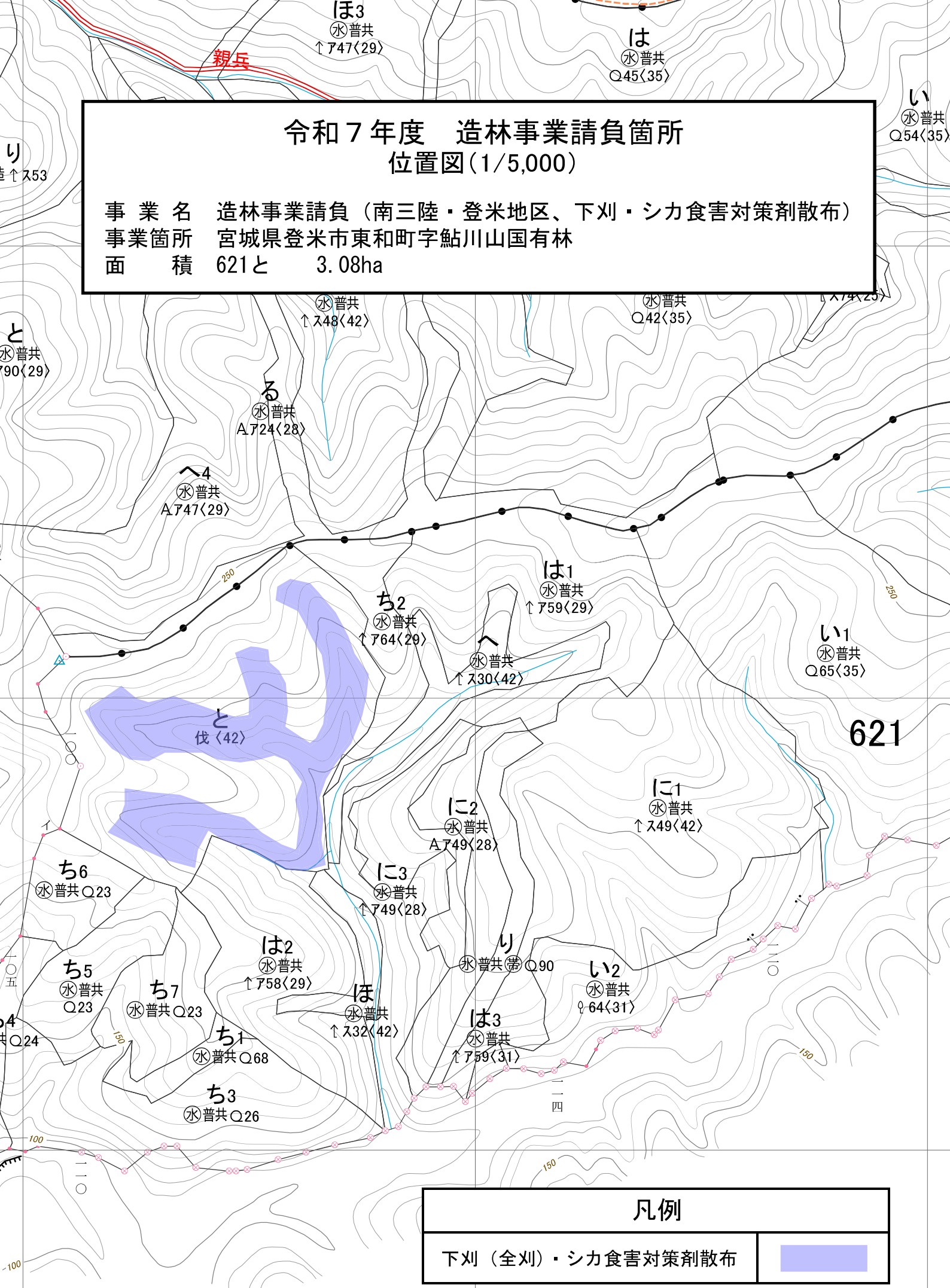
凡例

下刈（全刈）・シカ食害対策剤散布



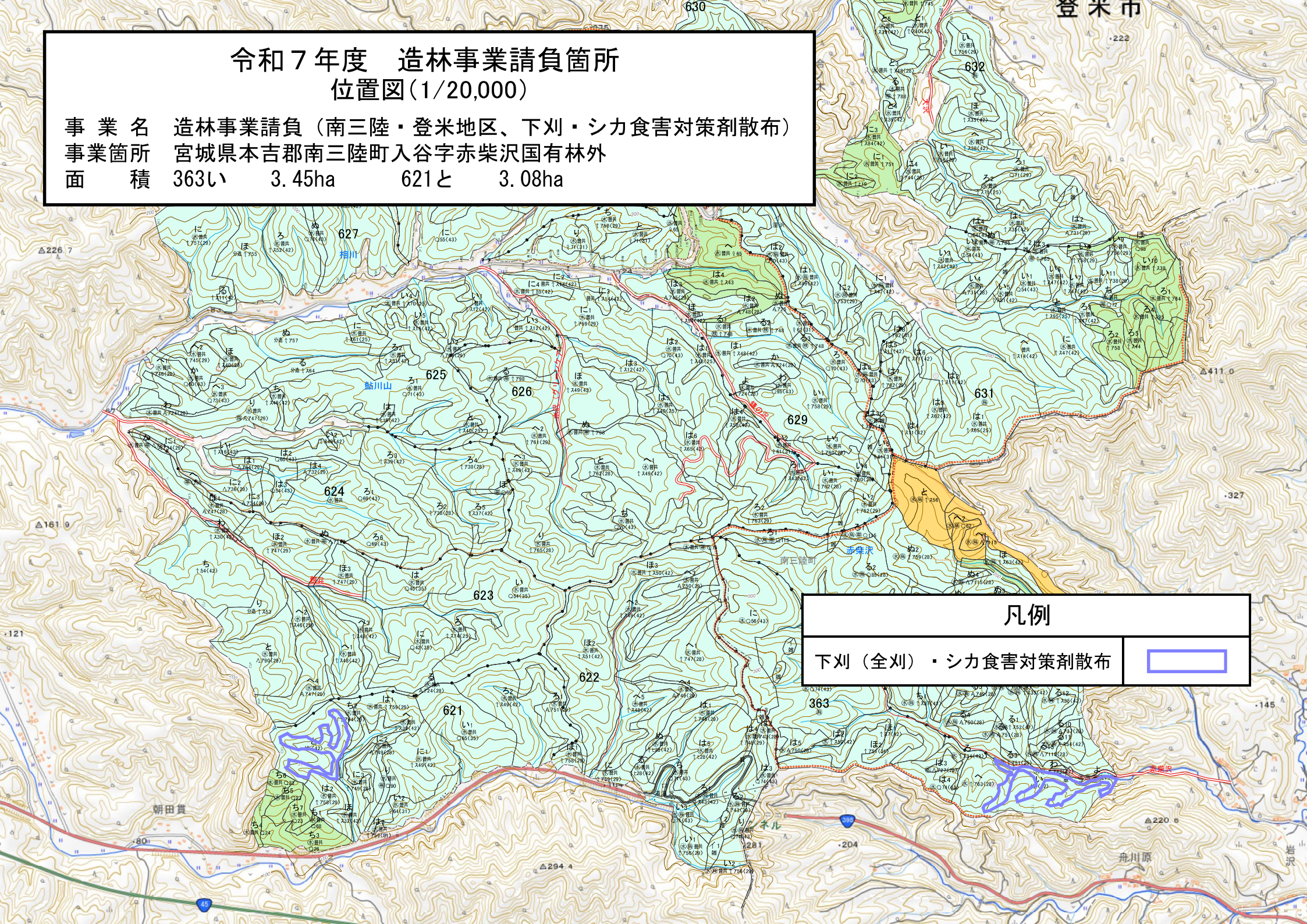
令和7年度 造林事業請負箇所 位置図(1/5,000)

事業名 造林事業請負（南三陸・登米地区、下刈・シカ食害対策剤散布）
事業箇所 宮城県登米市東和町字鮎川山国有林
面積 621と 3.08ha



令和7年度 造林事業請負箇所 位置図(1/20,000)

事業名 造林事業請負（南三陸・登米地区、下刈・シカ食害対策剤散布）
事業箇所 宮城県本吉郡南三陸町入谷字赤柴沢国有林外
面積 363い 3.45ha 621と 3.08ha



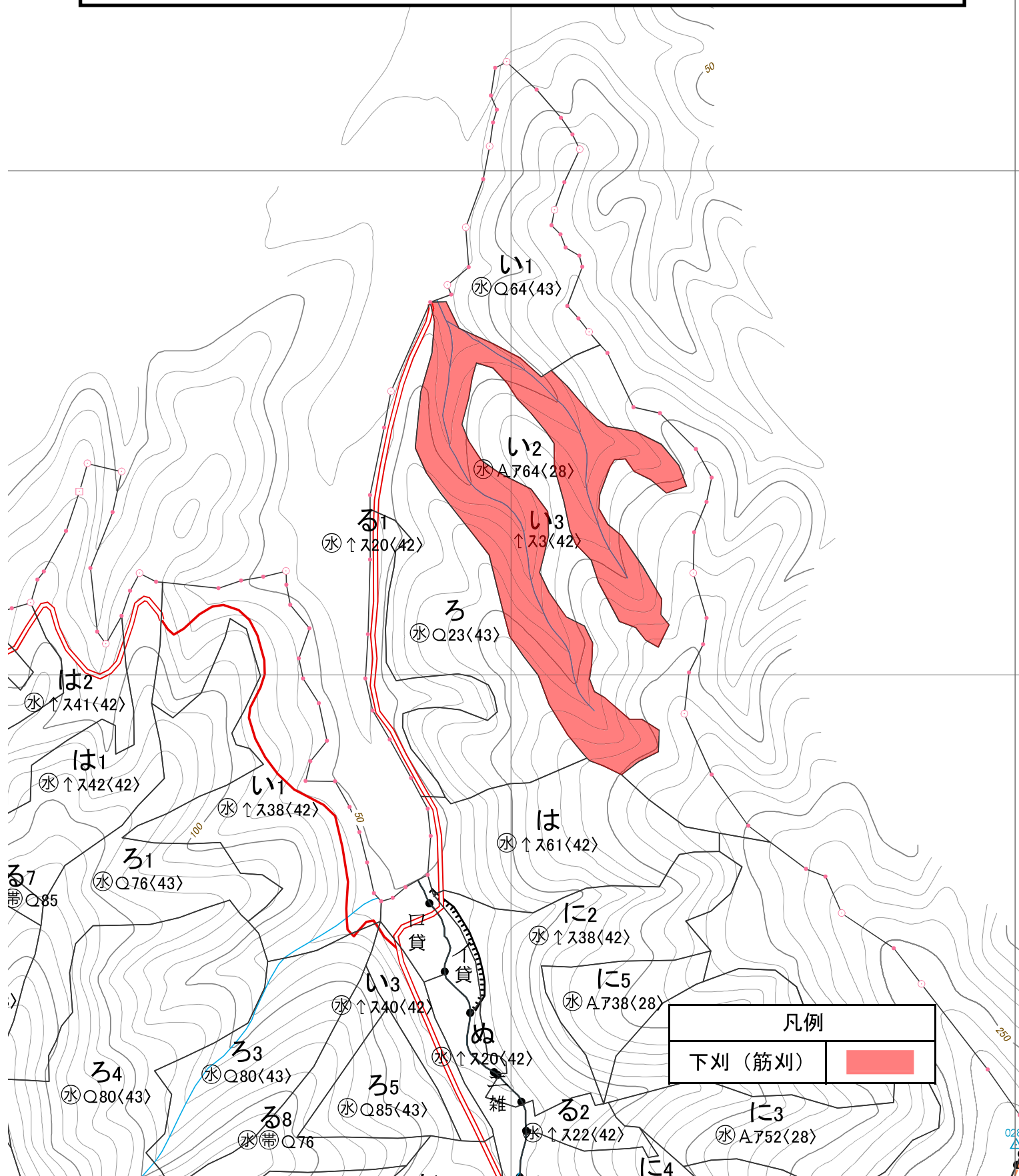
凡例

下刈（全刈）・シカ食害対策剤散布



令和7年度 造林事業請負箇所 位置図(1/5,000)

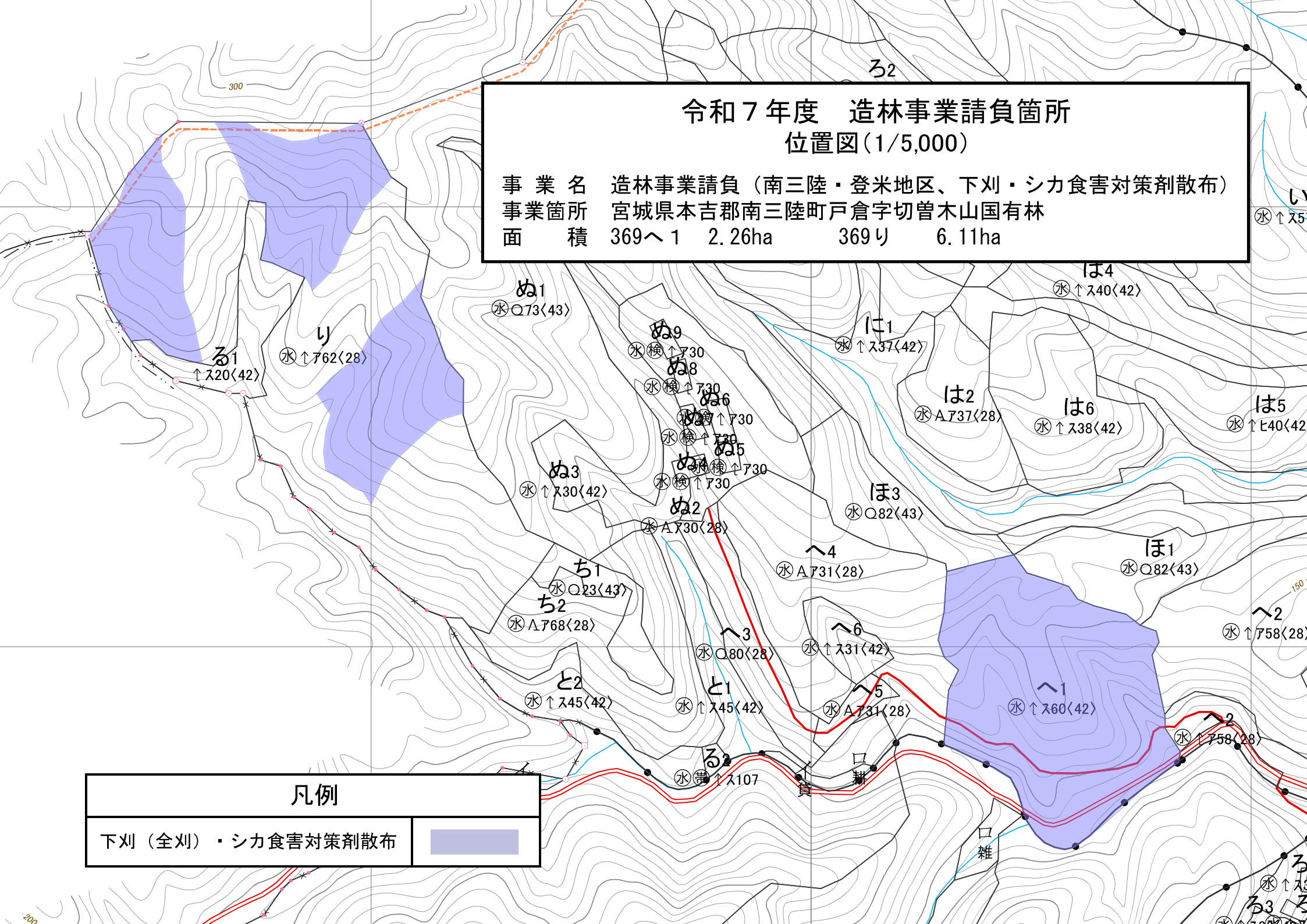
事業名 造林事業請負（南三陸・登米地区、下刈・シカ食害対策剤散布）
事業箇所 宮城県本吉郡南三陸町戸倉字切曾木山国有林
面積 364い3 3.43ha



令和7年度 造林事業請負箇所
位置図(1/5,000)

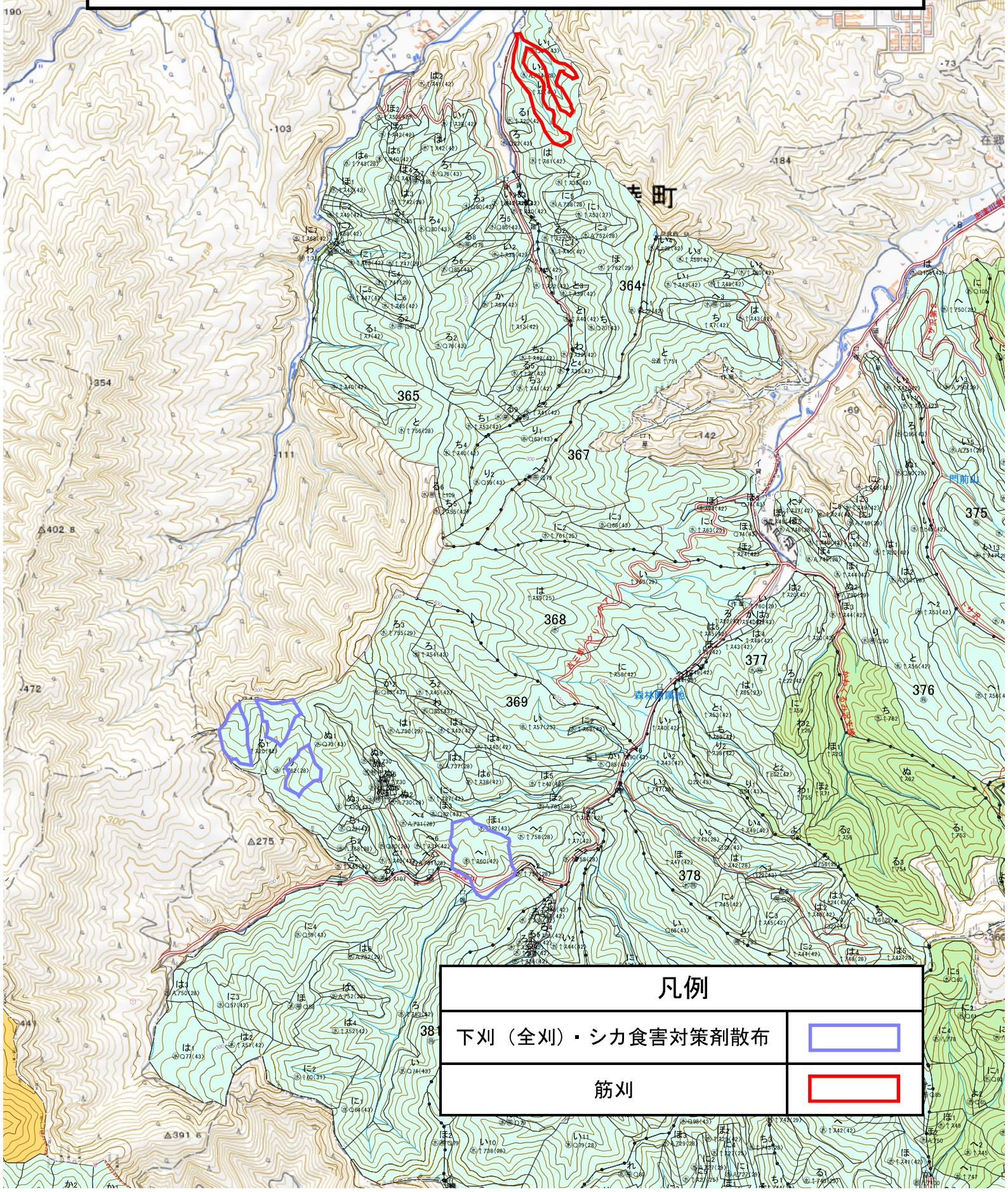
事業名 造林事業請負(南三陸・登米地区、下刈・シカ食害対策剤散布)
事業箇所 宮城県本吉郡南三陸町戸倉字切曾木山国有林
面積 369へ1 2.26ha 369り 6.11ha

凡例	
下刈(全刈)・シカ食害対策剤散布	



令和7年度 造林事業請負箇所 位置図(1/20,000)

事業名 造林事業請負（南三陸・登米地区、下刈・シカ食害対策剤散布）
事業箇所 宮城県本吉郡南三陸町戸倉字切曾木山国有林
面積 364い3 3.43ha 369へ1 2.26ha
369り 6.11ha



凡例

下刈（全刈）・シカ食害対策剤散布

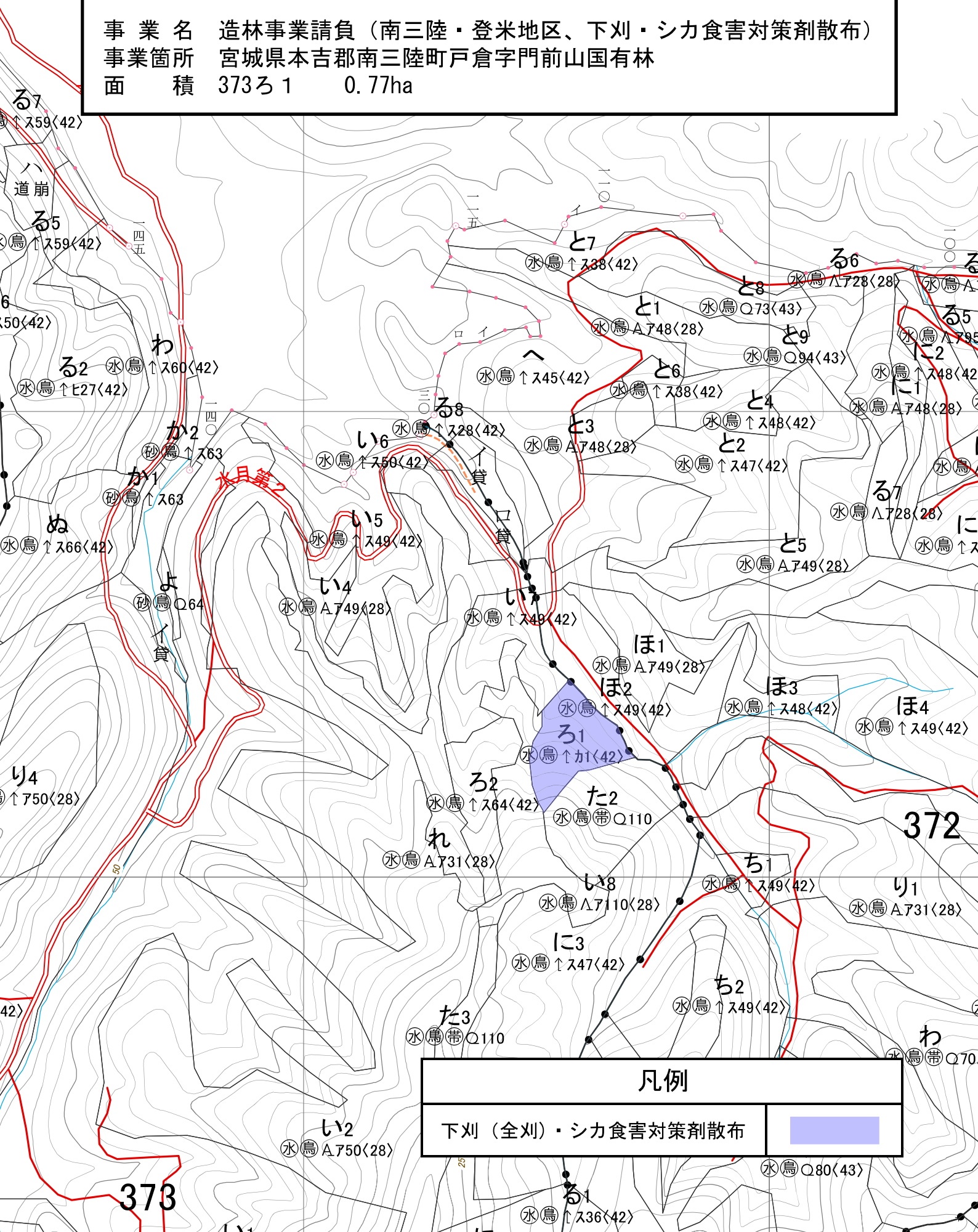


筋刈



令和7年度 造林事業請負箇所 位置図(1/5,000)

事業名 造林事業請負（南三陸・登米地区、下刈・シカ食害対策剤散布）
事業箇所 宮城県本吉郡南三陸町戸倉字門前山国有林
面積 373ろ1 0.77ha



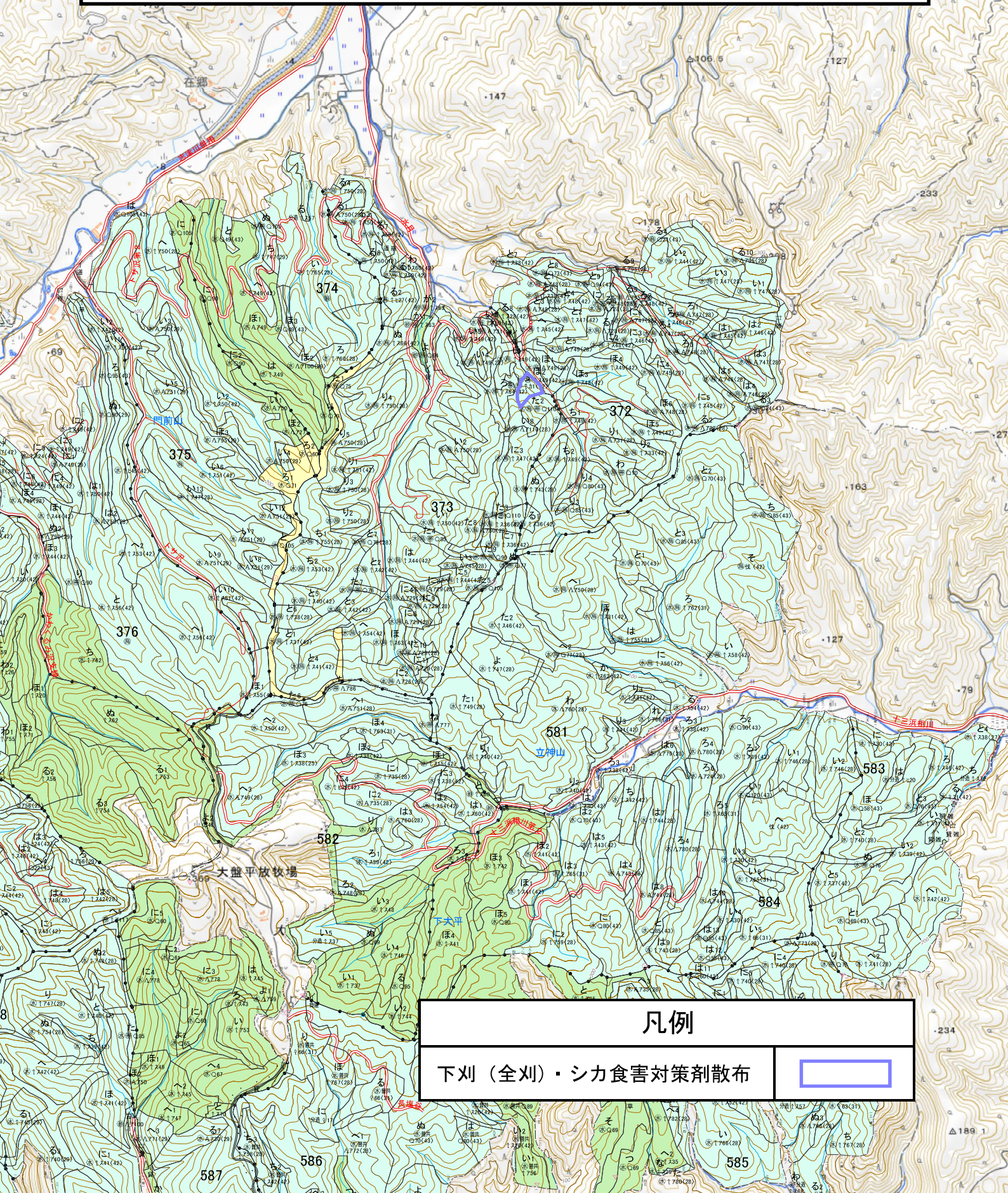
凡例

下刈（全刈）・シカ食害対策剤散布



令和7年度 造林事業請負箇所 位置図(1/20,000)

事業名 造林事業請負（南三陸・登米地区、下刈・シカ食害対策剤散布）
事業箇所 宮城県本吉郡南三陸町戸倉字門前山国有林
面積 373ろ1 0.77ha



凡例

下刈（全刈）・シカ食害対策剤散布



事業名	造林事業請負（南三陸・登米地区、下刈・シカ食害対策剤散布）			
事業箇所	宮城県登米市東和町錦織字高城山国有林			
面積	642か1	15.93ha	642よ	1.84ha

事業名	造林事業請負（南三陸・登米地区、下刈・シカ食害対策剤散布）			
事業箇所	宮城県登米市東和町錦織字高城山国有林			
面積	642か1	15.93ha	642よ	1.84ha

下刈（筋刈）

高城山

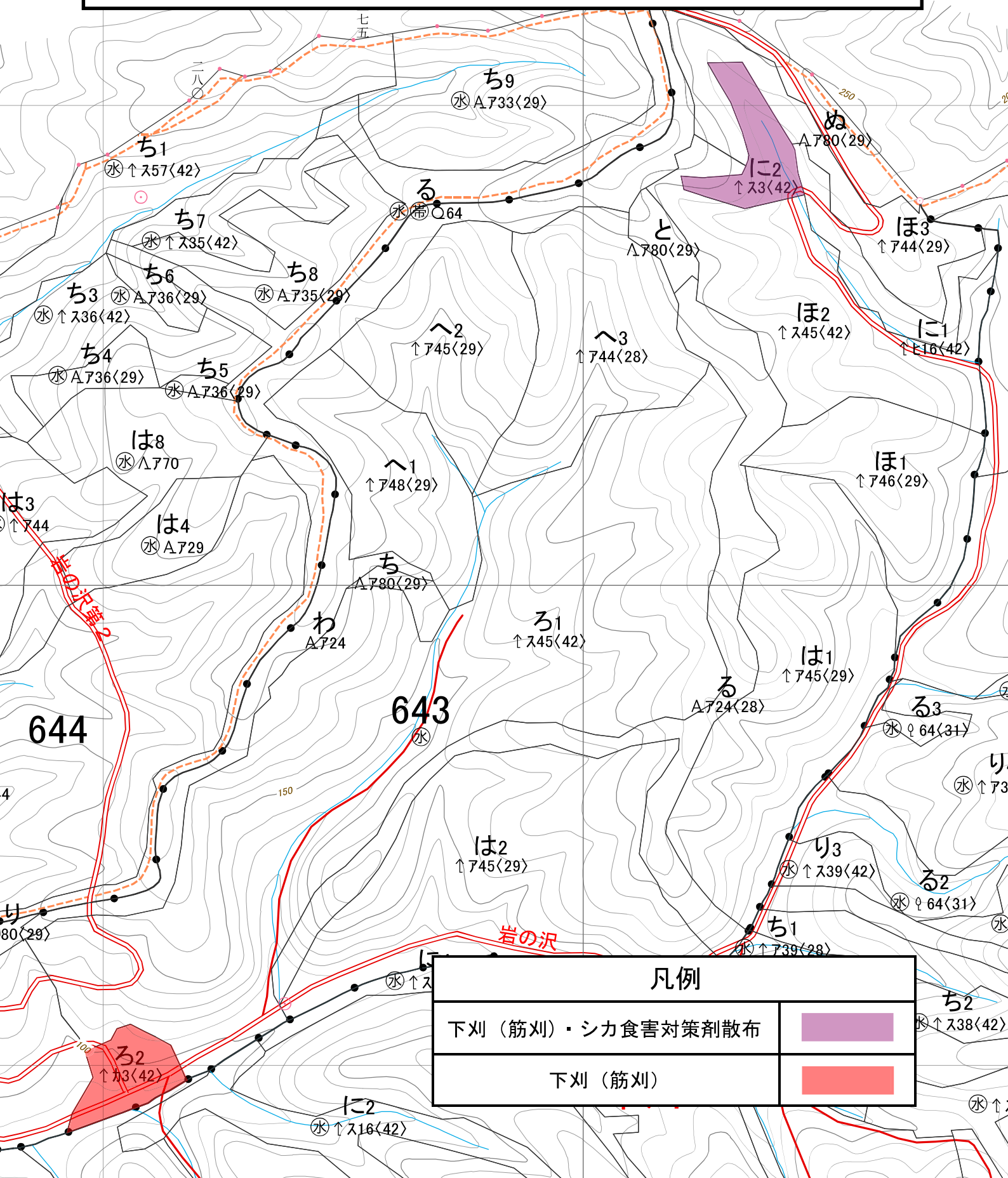
登米市

642

よ
↑カ3<42>

令和7年度 造林事業請負箇所 位置図(1/5,000)

事業名 造林事業請負（南三陸・登米地区、下刈・シカ食害対策剤散布）
事業箇所 宮城県登米市東和町錦織字高城山国有林
面積 643ろ2 0.33ha 643に2 0.78ha



凡例

下刈（筋刈）・シカ食害対策剤散布

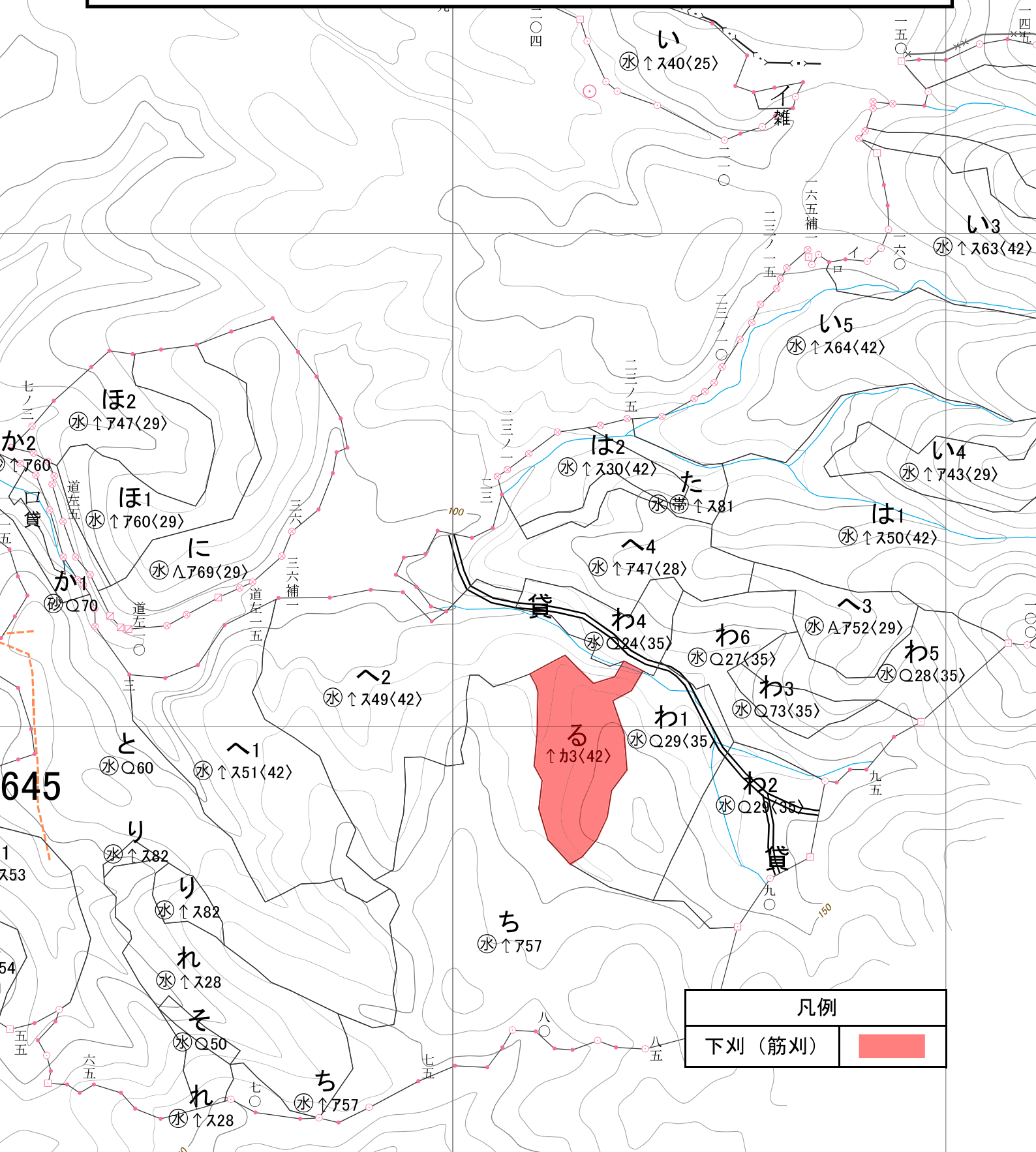


下刈（筋刈）



令和7年度 造林事業請負箇所 位置図(1/5,000)

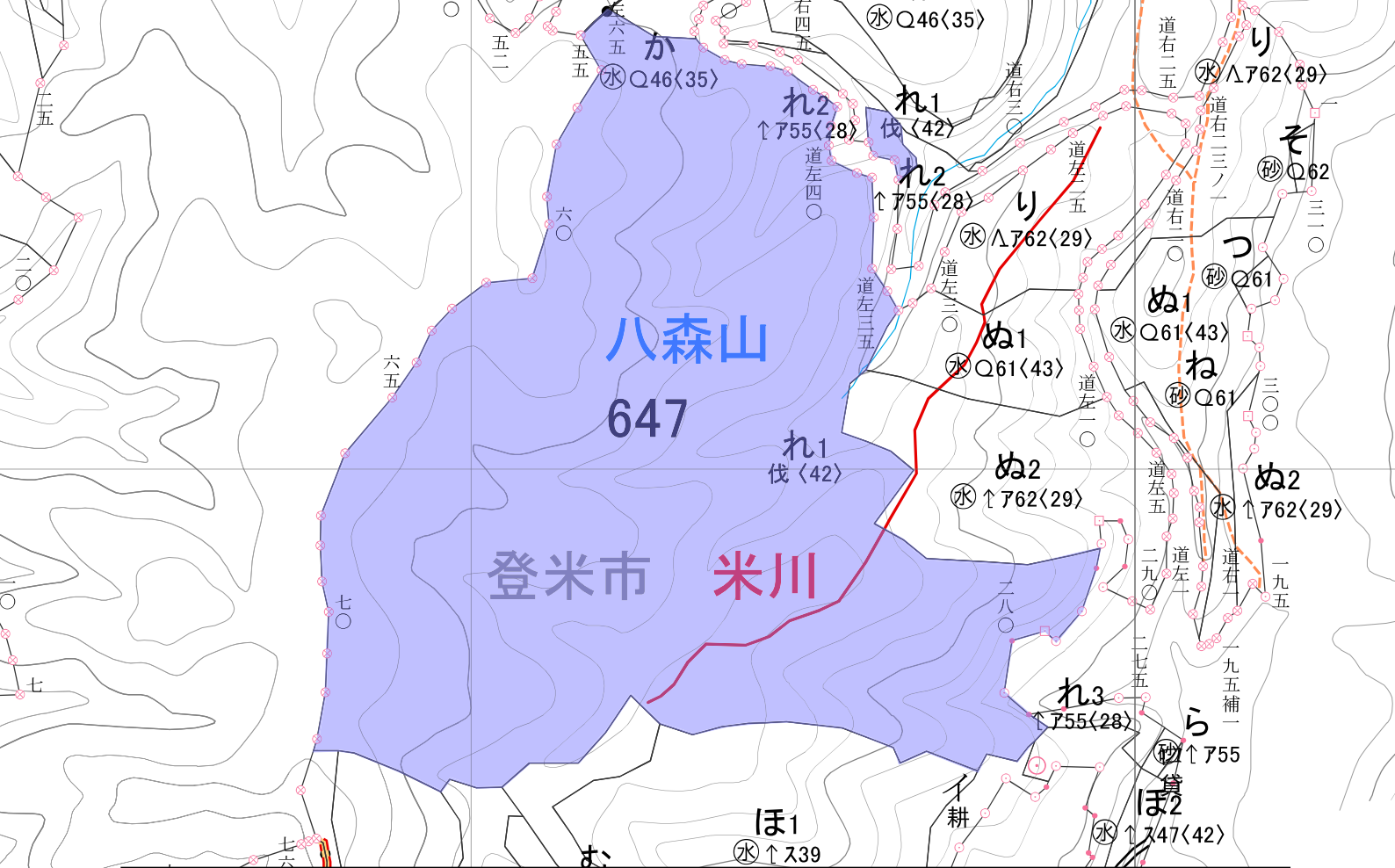
事業名 造林事業請負（南三陸・登米地区、下刈・シカ食害対策剤散布）
事業箇所 宮城県登米市東和町錦織字八森山国有林
面積 645る 1.06ha



凡例

下刈（筋刈）



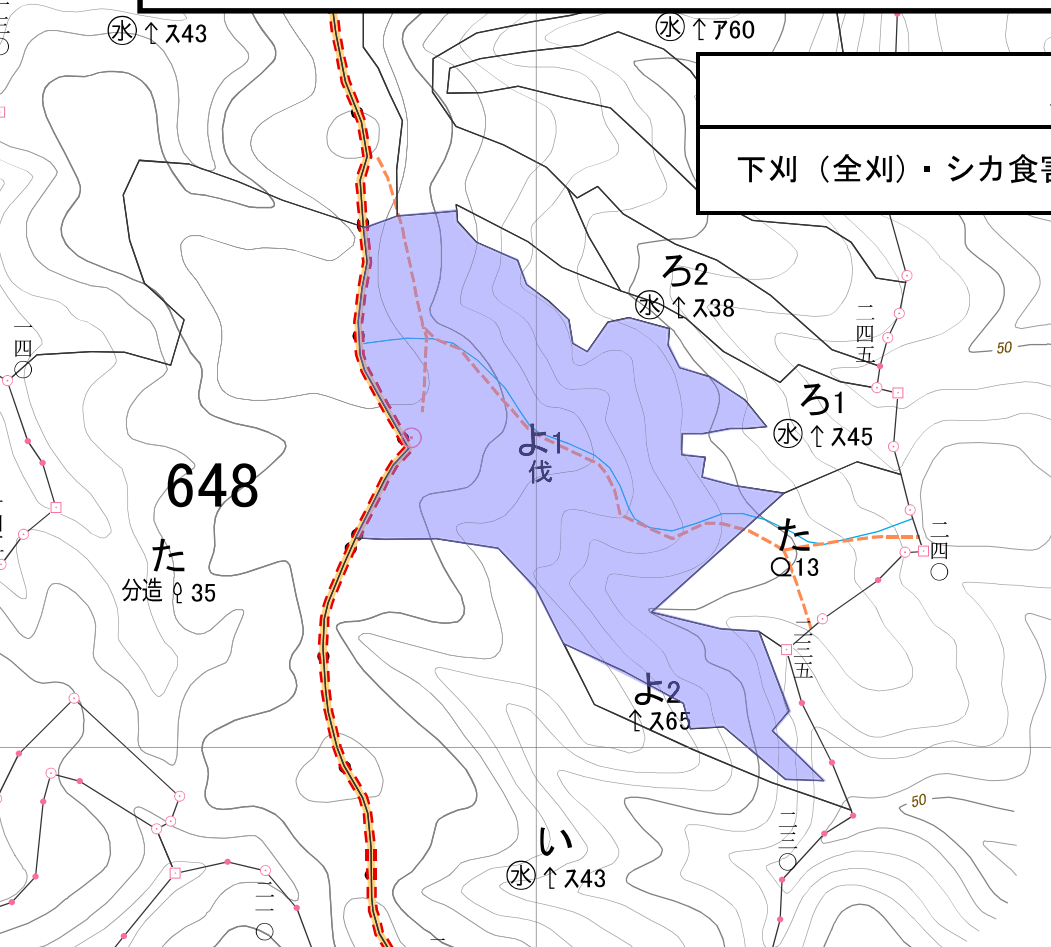


令和7年度 造林事業請負箇所 位置図(1/5,000)

事業名	造林事業請負（南三陸・登米地区、下刈・シカ食害対策剤散布）			
事業箇所	宮城県登米市東和町錦織字八森山国有林			
面積	647よ1	4.32ha	647れ1	18.62ha

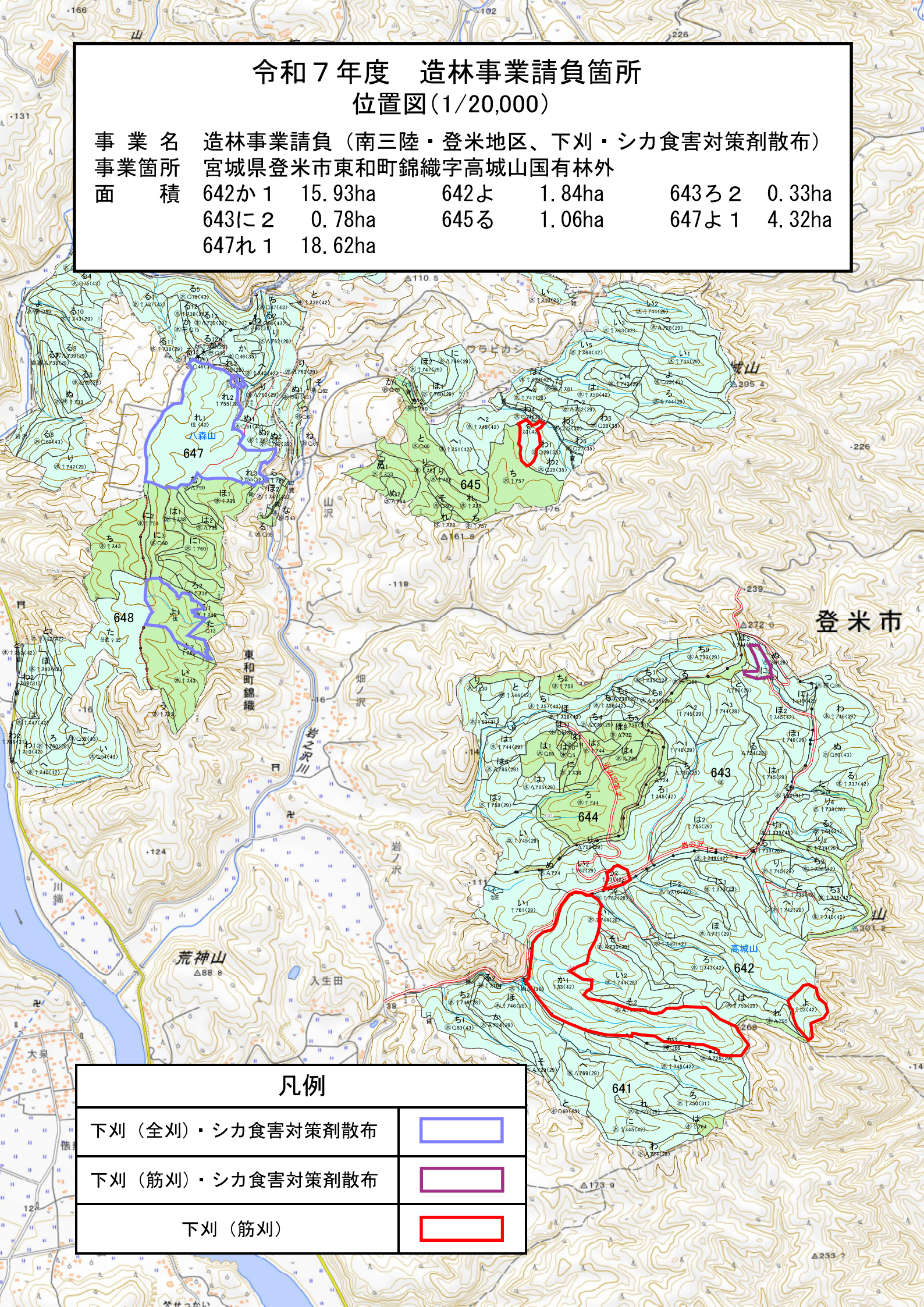
凡例

下刈（全刈）・シカ食害対策剤散布



令和7年度 造林事業請負箇所 位置図(1/20,000)

事業名	造林事業請負（南三陸・登米地区、下刈・シカ食害対策剤散布）					
事業箇所	宮城県登米市東和町錦織字高城山国有林外					
面積	642か1	15.93ha	642よ	1.84ha	643ろ2	0.33ha
	643に2	0.78ha	645る	1.06ha	647よ1	4.32ha
	647れ1	18.62ha				



凡例

下刈 (全刈)・シカ食害対策剤散布



下刈 (筋刈)・シカ食害対策剤散布



下刈 (筋刈)

